

令和8年度会計年度任用職員登録者を募集します

会計年度任用職員とは

1 会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

事前に希望する職種や勤務時間を登録し、登録者の中から、条件に合う方を会計年度任用職員として任用します。

任用までの流れ

①五泉市会計年度任用職員登録申込書を記入して、提出します。

- ・提出先：五泉市役所総務課 または 村松支所地域振興係
- ・希望する職種や勤務時間などを記入してください。
- ・資格をお持ちの方は、証明書の写しを添付してください。
- ・障がい者手帳等をお持ちの方は、手帳の写しを添付してください。

②条件が合致した場合、職員を募集する勤務先の担当課から連絡があります。

③担当者と面談して、詳しい仕事内容や勤務条件を確認します。

④担当課より面談結果を連絡します。

※ご登録いただいたても、勤務条件等により必ず任用されるとは限りません。

勤務条件

詳しくは、面談時に担当者から説明します。

◆職種・勤務先等

別紙一覧表のとおり

◆通勤手当

通勤距離が片道 2 km以上で交通用具利用の場合、距離に応じて支給します。

◆期末、勤勉手当

基準日在籍している職員のうち、任期が 6 か月以上かつ週 30 時間以上の職員に支給します。

◆休暇・休業等

任用日数に応じて、年次有給休暇・特別休暇などの制度があります。

◆社会保険

以下の条件に該当する方は共済組合、厚生年金保険に加入していただくことになります。

①週労働時間 20 時間以上 ②月額報酬 8.8 万円以上 ③勤務期間 2 カ月以上

◆服務及び懲戒

地方公務員法上の服務に関する各規定が適用され、懲戒処分等の対象となります。

◆条件付採用

任用開始から原則 1 カ月は条件付採用となります。

登録期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

申込期限

令和7年12月25日(木)

※期限後も受け付けは行いますが、採用は期限内に登録した人を優先します。

その他

◆登録ができる方は次のいずれにも該当しない人です。(地方公務員法第16条)

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けことがなくなるまでの者
- ・五泉市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆会計年度任用職員の他、五泉市の事業で業務をお願いする場合もあります。

申込・お問合せ

五泉市役所総務課 人事政策係
電話：0250-43-3911